

## 設計業務委託仕様書

1. 委託業務名 令和6年度第S一高専1号  
滋賀県立高等専門学校新築工事設計業務委託
2. 対象工事名称 滋賀県立高等専門学校新築工事  
(工事場所) (滋賀県野洲市市三宅)
3. 設計概要 別添『設計概要書』による。
4. 設計委託期間 契約締結の日から令和8年1月31日まで。  
なお、建築確認申請等の審査に必要となる期間については、令和8年4月30日を限りとして延長を認める。
5. 建築計画の概要 『滋賀県立高等専門学校施設整備基本計画』（以降『基本計画』という）を参照のこと。
6. 事業工程 事業の全体工程については、『基本計画』を参照のこと。
7. 設計範囲、提案可能範囲  
別図に示す『設計範囲』とする。
8. 工事概要  
(1)
  - ア 滋賀県立高等専門学校新築工事  
主たる構造は鉄骨造または鉄筋コンクリート造（PC造を含む。）とする。  
延べ床面積

|           |                          |                  |
|-----------|--------------------------|------------------|
| 校舎棟       | 11,800 m <sup>2</sup> 程度 | 地上3階建て           |
| 実習工場      | 750 m <sup>2</sup> 程度    | 平屋建て（一部中2階）      |
| 実験室棟      | 1,250 m <sup>2</sup> 程度  | 平屋建て             |
| 体育館       | 1,750 m <sup>2</sup> 程度  | 平屋建て（キャットウォークあり） |
| 食堂・売店     | 550 m <sup>2</sup> 程度    | 平屋建て             |
| 学生寮       | 1,400 m <sup>2</sup> 程度  | 地上2階建て           |
| 図書・交流拠点施設 | 2,000 m <sup>2</sup> 程度  | 地上2階建て           |

※学生等の利便性の向上やライフサイクルコストの縮減を図るために合築を行う場合など、設計段階において、各施設の階層構造を変更する可能性がある。
  - イ 屋外附帯設備新築工事：屋根付き歩廊、駐輪場、ごみ置き場等
  - ウ 外構工事 一式
  - エ 電気設備工事 一式
  - オ 機械設備工事 一式

## 9. 業務内容

- (1) 下記の基本設計および実施設計（建築、設備、外構その他一式を含む。）業務一式  
ア 滋賀県立高等専門学校を構成する校舎棟、実習工場、実験室棟、体育館、食堂・売店、学生寮、図書・交流拠点施設の基本設計、実施設計。

『基本計画』に合致した計画とすること。

- イ 屋外附帯設備（計画に必要となるもので下記項目を想定）の基本設計および実施設計

屋根付き歩廊、駐輪場、ごみ置き場等

- ウ 外構の基本設計および実施設計

- エ 上記に伴う電気設備の基本設計および実施設計

- オ 上記に伴う機械設備の基本設計および実施設計

- カ 上記（アからオ）に伴う工事費積算

- キ 滋賀県立高等専門学校新築設計業務委託に伴う地質調査（詳細は「地質調査業務特記仕様書」による。）

### (2) その他

- ア 建築基準法に基づく確認申請、許可、認定等に伴う関係諸官庁への申請用図書の作成および手続き（申請手数料は別途）

- イ 消防法に基づく関係諸官庁への申請用図書の作成および手続き（申請手数料は別途）

- ウ 都市計画法に基づく開発許可等の関係諸官庁との十分な事前協議の実施

- エ その他設計に伴う関係諸官庁への申請用図書の作成および手続き（申請手数料は別途）

- オ 本仕様書に記載されていない事項は「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和3年版）」による。

## 10. 業務条件

- (1) 滋賀県立高等専門学校新築工事の予定工事費は、現時点で約128億円を上限とし、『基本計画』にて求められる機能を維持しつつ、可能な限り工事費の縮減を図るものとする。ただし、今後の社会情勢により物価が変動する等予定工事費を超過する場合は、あらかじめ監督職員へ報告し承認を得ること。

### (2) 建物用

|       |                  |             |
|-------|------------------|-------------|
| 校舎棟   | (国土交通省告示第15号 別添二 | 八 業務施設 第2類) |
| 実習工場  | (国土交通省告示第15号 別添二 | 八 業務施設 第2類) |
| 実験室棟  | (国土交通省告示第15号 別添二 | 八 業務施設 第2類) |
| 体育館   | (国土交通省告示第15号 別添二 | 三 業務施設 第1類) |
| 食堂・売店 | (国土交通省告示第15号 別添二 | 五 業務施設 第1類) |
| 学生寮   | (国土交通省告示第15号 別添二 | 六 業務施設 第1類) |

(3) 施設規模

ア 延べ床面積：19,500㎡程度（建築基準法上、床面積に算入される部分を含む。）とする。（内訳：校舎棟11,800㎡程度、実習工場750㎡程度、実験室棟1,250㎡程度、体育館1,750㎡程度、食堂・売店550㎡程度、学生寮1,400㎡程度、図書・交流拠点施設2,000㎡程度）

所要室の面積等は、『基本計画』を参照のこと。その他必要となる室等は適切に計画すること。

イ 構造：鉄骨造または鉄筋コンクリート造（PC造を含む。）とする。

ウ 校舎棟は地上3階建て程度、学生寮、図書・交流拠点施設は地上2階建て程度、実習工場、実験室棟、体育館、食堂・売店は平屋建てとする。

エ 屋外附帯設備：屋根付き歩廊、駐輪場、ごみ置き場等

(4) 建築物の配置等

滋賀県立高等専門学校の配置は、『基本計画』を参照のこと。

(5) スケジュール／予定

基本設計業務期間 令和6年10月～令和7年2月（予定）

実施設計業務期間 令和7年3月～令和8年1月（予定）

なお、建築確認申請等の審査に必要な期間については、令和8年4月30日を限りとして延長を認める。

※基本設計業務から実施設計業務への移行時期は別途協議することができる。

建設工事期間 令和8年5月～令和10年1月（予定）

1.1. 設計にあたっての留意事項

(1) 共通事項

ア 『基本計画』に記載された内容を踏まえて実施すること。

イ 技術提案書に記載された内容を踏まえて実施すること。

ウ ユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい施設にすること。

エ 滋賀県産木材の利用については、その積極的な活用を行うこととし、木材の利用箇所については、図書・交流拠点施設におけるラーニングコモンズなど、木材の積極利用についての広報効果や教育効果の高い箇所を中心に検討すること。

オ 校舎棟については、BELS 認証を受けて ZEB Ready 以上を取得すること。

カ 体育館、食堂・売店、図書・交流拠点施設については、可能な限り ZEB Ready 以上の性能を、学生寮については、ZEH-M Oriented 以上の性能を有することを目指すこと（ZEB Ready もしくは ZEH-M Oriented 以上の性能を有することが可能な場合、BELS 認証を受けること）。ZEB Ready を取得できない場合にも、断熱性、気密性の確保など熱負荷の低減に配慮した施設とすること。

キ その他の留意事項は、設計概要書等を参照のこと。

(2) 工事費の縮減

工事費については、建設物価の高騰や事業スケジュールを踏まえ、工期短縮を考慮しつつ、可能な限りコストの縮減に努めること。

(3) ライフサイクルコストの縮減

施設の長寿命化や維持管理のしやすさに配慮し、耐久性の高い材料の採用に努めること。また、自然エネルギーの導入や雨水利用等を考慮し、施設全体の省エネルギー化を図ること。

(4) 建築物の構造等

校舎棟等の基礎工法等の採用に当たっては、特に周辺地盤へ影響を与えないよう十分に検討するとともに、施設の安全性および経済性に十分に留意すること。

(5) 災害時の対応等

体育館は、災害発生時における避難場所としての利用を想定しており、避難物資の受入れなど災害発生時の連携を考慮して、車両の寄り付きに配慮すること。

また、災害発生時等に利用できるように、体育館周辺に、マンホールトイレ（災害用緊急トイレ）の設置を想定したマンホールの配置を検討すること。

1.2. 設計業務要領

設計業務実施に当たっては、「滋賀県建築工事設計業務実施要綱」により行うこと。

1.3. 提出図書

(1) 共通事項

ア 設計に関する打合わせは全て記録し、その都度速やかに提出すること。

イ 設計に際し、環境や省エネルギー等への対応、および維持管理面にも十分配慮のうえ、適切な設計を行い対応事項は要点を文書で提出すること。

ウ 設計にあたり、給排水、電気、ガス等の供給施設の調査、関係機関との打合わせを十分にして、その結果を記録し報告すること。（写真を含む。）

エ その他の留意事項は、設計概要書等を参照のこと。

オ 設計にあたり、地質調査を実施すること（詳細は「地質調査業務特記仕様書」による）。

(2) 基本設計および実施設計

[建築設計]

ア 滋賀県建築工事設計業務委託特記仕様書を参照のこと。

イ その他発注者が必要に応じて求めるもの。

[電気設備設計]

- ア 滋賀県建築工事設計業務委託特記仕様書を参照のこと。
- イ その他発注者が必要に応じて求めるもの

[機械設備設計]

- ア 滋賀県建築工事設計業務委託特記仕様書を参照のこと。
- イ その他発注者が必要に応じて求めるもの

[建築積算]

- ア 滋賀県建築工事設計業務委託特記仕様書を参照のこと。
- イ その他発注者が必要に応じて求めるもの

[電気設備積算]

- ア 滋賀県建築工事設計業務委託特記仕様書を参照のこと。
- イ その他発注者が必要に応じて求めるもの

[機械設備積算]

- ア 滋賀県建築工事設計業務委託特記仕様書を参照のこと。
- イ その他発注者が必要に応じて求めるもの

(3) 地質調査

- ア 地質調査業務特記仕様書を参照のこと。
- イ その他発注者が必要に応じて求めるもの

(4) その他

- ア 滋賀県建築工事設計業務委託特記仕様書を参照のこと。
- イ 全体工程表

1 4. 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義があるときは、速やかに監督職員の指示を受けなければならない。

1 5. 設計図書を作成

(1) 共通

設計図は原図、CAD データは原則 SXF (P21) 形式または JWW 形式、および DWG 形式を CD-R により提出すること。

なお、BIM のファイル形式はオリジナルファイルおよび IFC 形式とする。

(2) 設計図書の製本

基本設計：合計 2 部（原図および写し）

実施設計：合計 2 部（原図および写し）

(3) 地質調査の成果物等

採取土質試料標本（一式）を提出すること。  
調査報告書 3 部（A 4 版）提出すること。  
ボーリングおよび標準貫入試験、物理試験、力学試験等を電子データ（CD-R）にて提出すること。  
別添「地質調査業務委託特記仕様書」による。

#### 16. 積算

- (1) 積算は建築積算資格者が行うこと。
- (2) 概算工事費の算出に当たり、公共建築数量積算基準・公共建築設備積算基準等により適切に行うこと。

#### 17. BIM

本事業はBIMを活用したモデル事業とする。

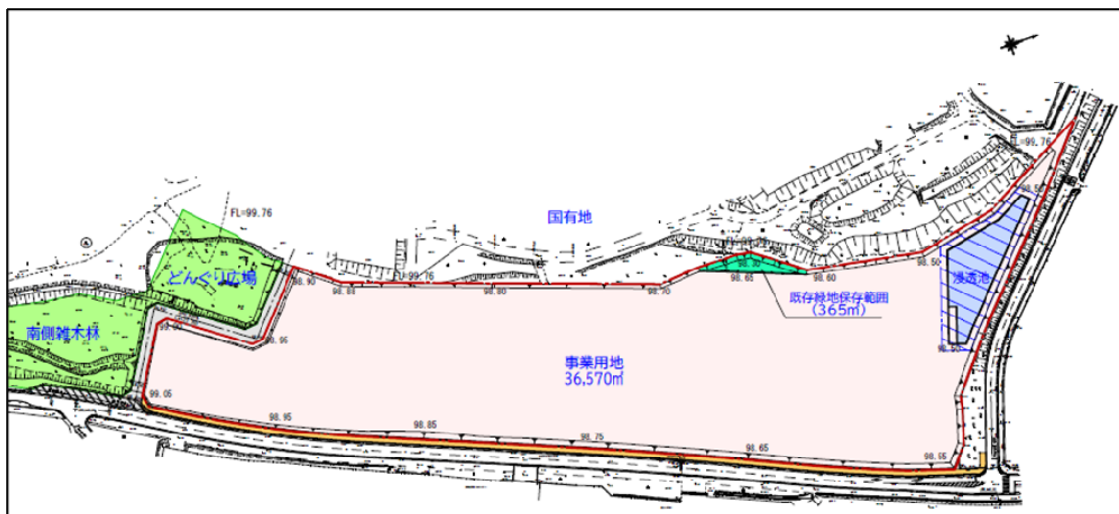
#### 18. その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 支払条件
  - (ア) 前払金 あり
  - (イ) 部分払 あり







別図

・ 県有地等：49,259 m<sup>2</sup>のうち、36,570 m<sup>2</sup>を施設整備の用地とする。

※ 県有地等：県有地の他、施設整備の実施に当たり、野洲市から借り受ける市有地を含む。

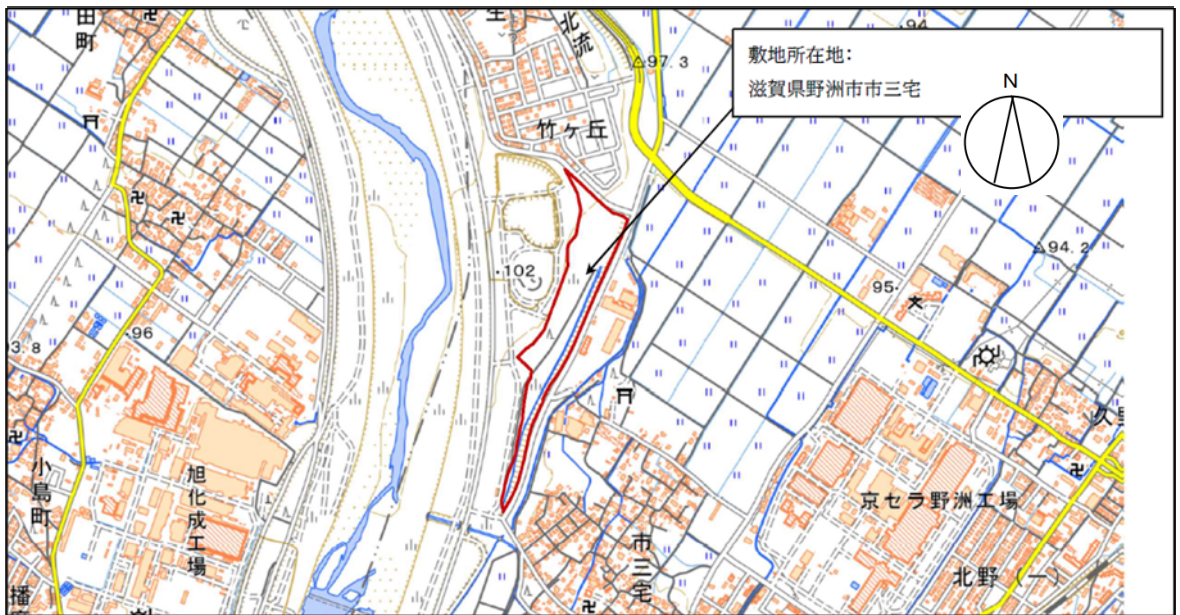


■ 凡例

-  事業用地
-  どんぐり広場および南側雑木林
-  既存緑地保存範囲
-  浸透池(湛水部の外周は管理敷)
-  新設歩道(幅員3.0m)
-  アクセス通路(幅員6.0m他)

# 業務位置図

計画敷地：滋賀県野洲市市三宅



地図出展：国土地理院の標準地図より転載